

消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、_____に居住し、勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は_____とし、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務についての一切の責任を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 防火管理業務を適正に遂行できる有資格者を防火管理者として選任する。
- (2) 防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与える。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、_____とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画と実施
- (3) 防火対象物についての火災予防上の自主検査
- (4) 消防用設備等の法定点検、整備及び立会い
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の適正化と安全管理
- (7) 防火上必要な教育
- (8) 管理権原者等に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸施設の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく

諸手続

- (3) 消防用設備等の法定点検の結果報告（__年毎1回）
- (4) 自衛消防訓練時における事前報告
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

（予防管理組織）

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者をおき、建物、火気使用器具等及び消防用設備等の自主検査及び自主点検を行う自主検査員（以下「検査員」という）を別表1のとおり指定する。

（火元責任者の業務）

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

（検査員の業務）

第8条 検査員は次の業務を行うものとする。

- (1) 検査員は、建物、火気使用設備器具、電気設備等について別に定める自主検査表にもとづき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 検査員は、消防用設備等について別に定める点検表にもとづき自主点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

（消防用設備等の法定点検）

第9条 消防用設備等の法定点検について、別表1のとおり実施する。

（維持台帳の作成、整備及び保管）

第10条 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第3章 火災予防措置

（防火管理者への連絡事項）

第11条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し防火管理上必要な指示をうけなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。

- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装，模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

(従業員の遵守事項)

第12条 当建物に勤務するすべての者は，日常業務を通じて各種災害を防止するため，次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難通路，ロビー，ホール等には，避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には，装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は，消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し，災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は，指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気等を使用する者は，次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具の周囲は，常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は，使用前，使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は，火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には，吸いがら等を指定場所に集めること。

(自衛消防組織と任務分担)

第14条 自衛消防組織は，_____を隊長として自衛消防隊を設置し，その編成及び任務は別表2のとおりとする。

(避難経路図等)

第15条 自衛消防隊長は，人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した「避難経路図」を作成し，従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第4章 震災対策

(震災予防措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は，地震等の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合せて，次の事項を行うこと。

- (1) 建物，建物に付随する施設等（看板，窓ワク，外壁等）及び建物内の家具等の倒壊，転倒，落下の有無の検査

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査

(地震後の安全措置)

第17条 火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震に備えての準備品)

第18条 地震に備えて次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) その他必要なもの

(地震時の活動)

第19条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。又関係防災機関（消防署等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 集結場所は_____とし、避難場所は_____とする。
- (4) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第20条 従業員に対する防災教育は、防火管理者が_____月に実施するものとし、新入社員に対しては、その都度実施するものとする。

2 防災教育の内容は、消防計画の周知徹底、火災予防上の遵守事項、防火管理上の各従業員の任務及び責任の周知徹底、震災対策に関する事項、その他火災予防上必要な事項とする。

(訓練)

第21条 防火管理者は、通報、消火及び避難誘導を連携し行う自衛消防訓練を__月、__月の年__回実施するものとする。

付 則

この消防計画は令和____年__月__日から実施する。